

## 「沖縄市けんこう応援店」実施要領

(令和6年8月27日決裁)

(目的)

第1条 健康に配慮した料理の提供や、健康・栄養情報等の発信及び屋内禁煙を行っている飲食店等を「沖縄市けんこう応援店」として登録し、拡大を図ることで、市内飲食店等の健康づくりに対する意識高揚をはかり、市民が外食や中食の利用時に、食と健康のつながりについて考え、自然と健康になれる食環境を整備することを目的とする。

(実施主体)

第2条 沖縄市

(対象施設)

第3条 市内の飲食店、弁当・惣菜店、菓子・パン店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、職員（社員）食堂等の給食施設等

(登録基準)

第4条

別紙1「沖縄市けんこう応援店」登録基準に定めるものとする

[別紙参照]

(登録方法)

第5条

(1) 登録を希望する店舗は、「沖縄市けんこう応援店」申請書及び許可証（様式第1号）及び「沖縄市けんこう応援店」登録内容申請書（様式第1号の2）に必要事項を記入し、沖縄市長（以下「市長」という。）に申請するものとする。減塩メニューの提供を行う場合は「材料表（栄養成分計算用）」（様式第1号の3）を添付する。

(2) 市長は、申請内容が適切であると確認した場合、「沖縄市けんこう応援店」として登録するものとする。

(3) 市長は、(2)により登録した店舗に対し、「沖縄市けんこう応援店」許可証を交付する。

(現況確認)

第6条 沖縄市けんこう応援店に対し、年1回程度次に掲げる内容を含む現況確認を行う。また、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

(1) 登録基準の実施状況、変更及び追加の確認

(2) 登録店の証（ステッカー等）の掲示、表示の有無

(申請内容の変更及び取り消しについて)

第7条

- (1) 沖縄市けんこう応援店は登録内容に変更が生じた場合は、「沖縄市けんこう応援店」変更届（様式第2号）により市長あてに届け出るものとする。
- (2) 現況及び現地確認の結果等で登録内容の変更を把握した場合は、変更点を確認し、登録基準に合致するか確認を行う。
- (3) 沖縄市けんこう応援店は、登録条件を満たさなくなった場合や廃業したときは、「沖縄市けんこう応援店」取消届（様式第3号）により市長あてに届け出るものとする。なお、市長は登録条件を満たさない、若しくは営業が確認できない場合は、取消届の提出がなくても登録を取り消すことができるものとする。

（普及・啓発について）

第8条 沖縄市けんこう応援店について各種健康づくりイベント、市のホームページ・SNS等を活用し、普及啓発に努めるものとする。

（その他）

第9条 沖縄市けんこう応援店から栄養や健康に関する相談や栄養価計算等の依頼があれば可能な範囲で対応するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和6年9月2日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

「沖縄市けんこう応援店」申請書及び許可証  
[別紙参照]

様式第1号の2(第5条関係)

「沖縄市けんこう応援店」登録内容申請書  
[別紙参照]

様式第1号の3(第5条関係)

材料表（栄養成分計算用）  
[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

「沖縄市けんこう応援店」変更届  
[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

「沖縄市けんこう応援店」取消届  
[別紙参照]